

第8回 津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会 議事録

【日時】平成23年3月15日（火） 18:30～19:40

【場所】江戸川小学校 3階 ランチルーム

【出席委員】・津久戸小学校PTA会長 ・津久戸小学校PTA副会長2名
 ・江戸川小学校PTA会長 ・江戸川小学校PTA副会長2名
 ・笹笠地区町会連合会代表 ・笹笠地区青少年育成委員会代表
 ・榎地区町会連合会代表 ・榎地区青少年育成委員会代表
 ・津久戸小学校校長 ・江戸川小学校校長 ・教育委員会事務局次長

【事務局】 学校適正配置担当副参事、担当主査、担当主事

【学校】 ・津久戸小学校副校長 ・江戸川小学校副校長

【傍聴者】10名

A委員 皆様こんばんは。第5回津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会を始めさせていただきます。最初に、会長よりご挨拶をお願いします。

F委員 皆様こんばんは。お寒い中、いろいろご心配のある中、お集まりいただきましてありがとうございます。まず会が始まる前に、被災地の皆様にお見舞い申し上げるとともにたくさん犠牲者の方々にお悔やみ申し上げます。東京の震度5でさえ、あんなに怖い思いをしたのは初めてでしたが、被災地はマグニチュード9、震度7ということで、どれほどの恐怖だったのかと思います。津波も、テレビで何回同じ場面を見ても、本当に津波の恐ろしさをひしひしと感じたものです。そのような中、被災者の皆様は寒い中、がんばって生きてらっしゃいます。また、文句が出ることもなく「皆様のおかげです。ありがとうございました。」とおっしゃっていました。そのようなお気持ちを汲むと、なおさら涙が出てきます。また、外国からはたくさんの方が駆けつけてくださっています。いま娘がタイに住んでいるのですが、タイでも日本に義援金を送ってくれたこと、町々で募金活動をしてきていること、他の国でもこんなに支援してくれているのだという報告がありました。いま日本では、みんなの心を一つにして、復興のために努力しなくてははいけません。今日はPTAの方々がいらっしゃるので申し上げたいのですが、是非皆さん、この機会に子どもとよくお話をし、1時間でも良いので、被災地の思いをお子さんに伝えて、被災地ではお腹がすいても我慢をすることや、電気を消して、電気がつかないことの不自由さなどを分かってもらうのに、とても良い機会であると思いました。そしていま、こうして生きていられることへの感謝する気持ちも子どもたちに伝えていただきたいと思いました。相田みつをの詩の中に、「うばい合えば足らぬ、わけ合えばあまる」という言葉があります。外国における日本の震災での報道では、外国ではこのようなき暴動や略奪が起きたりするが、日本は整然としていて素晴らしいと評価してくださっていました。そういう思いも、お子様たちに伝えて、後世まで続けてほしいとこの地震で思いました。

今日は、統合にむけての合意文書をまとめていくために、皆さんのご意見等をお願いいたします。また、このような事態ですし、計画的な節電も各地で行われております。ですので、この場も節電を考慮し、本日は1時間程度で会議を終わらせていただきたいと思います。どうぞ、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

A委員 ありがとうございます。それでは早速、始めさせていただきます。それではお手元の次第をご覧ください。本日の議事は、4点です。(1) P T A総会の報告について、(2) 合意文の検討について、(3) 提言内容の検討について、(4) その他という形で進めてまいりたいと思います。

まず、前回の協議会以降に行われました、両校のP T A総会の結果について報告をお願いしたいと思います。江戸川小学校さんからお願いします。

D委員 江戸川小学校のP T A総会は2月25日の15時から、このランチルームで開催しました。全P T A会員78名の中、当日出席していただいた方が36名、委任状により参加いただいた方が28名、合計で64名、全体の82%の方に参加いただきました。P T A総会の開催に先立ち、教育委員会事務局の方に来ていただき、本日の資料にもある『合意文書(案)について』ご説明をいただきました。事務局による説明後、P T A総会の議事に入りました。総会では、議題の一つとして「津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会の合意文書(案)について」という項目をたて、議論しました。資料としては、この『合意文書(案)について』と江戸川小P T A独自の資料として平成20年8月の教育委員会で津久戸小学校と江戸川小学校を対象に統合に向けた取り組みを進めることが報告されてから今日までの経過を時系列的にまとめたものを配布しました。また、今回は非常に大事な議題であったため、通常と異なり委任状参加者には議題ごとにその賛否も表明していただきました。このようなプロセスの中、合意文書(案)に賛成と表明された方は全体で50名、反対と表明された方は全体で2名でした。この結果、江戸川小学校P T Aとしては賛成多数で合意文書(案)が確認されました。その中で、ご意見が3点ほどありましたのでご紹介します。1つめは「今回教育委員会事務局から示された方針については賛同します。しかし2年前に、統合やむなしに至った事実とその背景が合意文書(案)には十分に反映されていないような気がします。」というご意見です。2つめは「卒業するに当たり、江戸川小学校の未来を在籍する保護者の皆様に託します。そこでお願ひがあります。統合するもよし、しないもよしですが、江戸川小学校が廃校になる事だけは避けてください。1万名超の卒業生の学籍簿を無にするようなことは絶対にやめてください。寛大な心で江戸川小学校の未来を考えてください。」というものです。3つめは「江戸川小学校の通学区域内の子どもの数が増加していても、江戸川小学校の児童数の増加につながっていません。合意文書(案)の書き振りでは、今後江戸川小学校の児童数が自然増加するような印象を受けますが、決してそうではなく、何らかの対策を打たないと、廃校の懸念すらあると思います。できれば行政による対策が必須であることを強く打ち出してほしいと思います。」というご意見です。ご意見の中には、これからも統合等検討協議会できちんと提言策を議論し、内容を深めてほしいという叱咤激励の意味があると思います。結論を

繰り返しますが、江戸川小学校では賛成多数で合意文書（案）について賛成するという結果になりました。以上です。

A委員 津久戸小学校では本日、PTA総会を開催し、その中の議案として協議を行いました。採決は、江戸川小学校と同様、非常に重要な議案であるということから、投票の方法で行いました。一会員につき一票で投票いたしました。全会員数が218名いるなかで、投票をいただいた方が198名であり、90.8%の投票率となりました。投票数が全体の3分の1以上であれば、その投票が有効となりますので、当然に有効な議決となります。結果は、賛成が178票、反対が17票、白票が3票となり、投票数のうち89.9%が賛成に投票しました。この結果から、津久戸小学校としても合意文書（案）については採択をされました。また、総会の場面では、質疑応答は特にありませんでした。前回の協議会以降、事務局の方に来ていただき、ご説明をいただいたので、各保護者ともある程度の状況については理解をしたうえで、今回の議決に臨んだものと思います。以上です。

それでは、両校の合意文書（案）についての採決の結果について、ご質問やご意見等はございますか。

ないようですので、両校のPTA総会の結果を踏まえ、「合意文の検討について」の協議に入っていきたいと思います。統合等検討協議会設置要綱の第8条にあるとおり、統合の必要性の有無については、協議会委員の総意によって合意形成を図ることとなっております。まずは、現時点での合意文書およびそれに付随する書面について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元にお配りしました資料についてご説明します。まず資料の一番後ろについている『合意文書（案）について』をご確認いただきたいと思います。この資料は、前回協議会において協議し、修正を加えたうえでできたものです。主な修正点といたしましては、四角枠の部分、「なお～」以降の文言に修正が入った点と、その下の〈理由〉について、3つ記載してありますが、前案から1と2が入れ替わった形になっております。また、〈提言等の例〉の部分について、前案より具体的な文言になっています。以上が、前回協議会の中で協議した中で、『合意文書（案）について』が作成され、両校のPTA総会でお諮りいただいたということでございます。

つぎに、『津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会 合意文（案）』をご覧ください。これは、先ほどの『合意文書（案）について』の四角枠の部分の文章がそのまま記載されております。本日の協議会では、この合意文について、合意いただければと思っております。なお、タイトルが前回までは「合意文書」としていましたが、今回「合意文」となっております。この点が変更点でございます。それでは文章をこのまま読み上げます。

「統合の取組みを開始した平成20年度と比較すると、国の35人学級の導入による普通教室不足への懸念に加え、現時点では津久戸小及び江戸川小の通学区域内の未就学児に先行き増加傾向が読み取れるなど、教育環境が大きく変化しています。こうした中期的な視点（10年程度）も踏まえて検討した結果、津久戸小と江戸川小の統合の必要性はなくなったものと

合意するに至りました。

なお、江戸川小の児童数が増加傾向で推移していくための方策をはじめとして、両校のより良い教育環境を整備していくための方策を、今後も津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会として検討したうえで、新宿区教育委員会に対して提言し、その趣旨が反映されることを強く要望するものです。」

以上の合意文（案）について、本日は協議していただき、協議会において議決されましたら、（案）を外し、協議会としての「合意文」となります。説明は以上です。

A委員 ありがとうございます。資料の後ろについている『合意文書（案）について』は、合意文とその前後に説明と理由についても、概ね前回の協議会での議論を反映した形での修正が施されて、この場に上がってきていることをご確認ください。そのうえで、合意文の内容について協議するという事です。この点について、最終的に合意形成ができるようにいままで議論してきましたが、内容についてご意見はありますか。

F委員 いままでずっと皆さんと議論を深めてきて、協議会合意文の案にまで至ってまいりました。いろいろと皆様の中にも私の中にも、課題として残るものがありますし、これですっきりと終わるといわけではないかもしれません。しかし、やはりこれからの江戸川小学校のことを考えると、早期に合意形成を図る必要があると思っております。そういう中で、私たちが努力できるものは、学校、PTA、地域とでそれぞれに努力していきますが、やはり教育委員会にお願いすることが一番多いと思っております。教育委員会として、ここは腹をくくっていただいて、是非努力をしていただきたいと思います。今後、要望を皆さんと検討して教育委員会にお出しいたしますが、どれだけできるかはわかりませんが、とにかく全力を尽くして子どもたちのために実践していただきたいと思います。合意形成をして終わるのではなく、要望までして、私たち協議会の仕事を終わりにしたいと思います。このことは、前回までの協議会において共通認識がされていることだと思っております。したがって、教育委員会には、今後取り組み計画の中にしっかりと入れていただきたいと思いますというのが協議会としての思いです。

A委員 それでは、他にご意見もないようですので、これをもって、統合等検討協議会の総意によって、『津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会合意文（案）』の文章を決定いたしますが、皆様よろしいでしょうか。

一同 （同意）

A委員 ありがとうございます。それでは、（案）をとって、『津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会合意文』として決定いたします。

つぎに、今後の流れについて、事務局よりご説明をお願いします。

事務局 今後の流れについて、1点だけお伝えいたします。最終的に統合するかしないかについては、教育委員会に私どもから議案を提出し、そこで審議していただき、公に決定するという流れとなります。したがって、今日協議会において合意形成を図っていただきましたので、これを大前提として事務局のほうで教育委員会に諮らせていただきます。予定では、3

月 30 日に臨時教育委員会が開催されることになっていきますので、そこで議案として提出する
と考えています。以上です。

A 委員 ありがとうございます。手続き等について、何かご質問等はございますか。

D 委員 3 月 30 日の教育委員会で決定するものは、この協議会の合意文なのでしょうか。

事務局 合意文そのものについては、統合等検討協議会で決定したものです。教育委員会には、
この合意文を大前提として、議案という形で事務局が作成したものを提出します。合意文と
趣旨は同じ内容となりますので、「統合は行わない」というような趣旨の議案になると思いま
す。

D 委員 わかりました。

H 委員 確認なのですが、今日の協議会で合意文が決定しましたが、「統合をしない」ということ
を表に公表できるのは、今日の決定をもって明日からなのか、あるいは 3 月 30 日の教育委員
会の決定をもって言えるのでしょうか。

事務局 「公式」ということだと、3 月 30 日の教育委員会において公式に決めますので、それ
以降ということになります。

K 委員 よくある話ですが、統合をするかしないかの決定権は教育委員会が持っています。その
前段として、統合等検討協議会で検討していただき、一定の結論をいただいています。諮問
をして答申をいただくような形です。ですから、協議会の結論を踏まえたうえで、教育委員
会として決定するということです。よって、建て前論では、決定機関が答申の内容に必ずし
も従わなくても良く、あくまでも参考意見という位置づけということになります。したがっ
て、あらためて決定という手続きをとらないと、最終的な決定にはならないということです。

A 委員 各校の広報や、また、協議会だよりがどのタイミングで出るかは分かりませんが、統合
等検討協議会において、合意文が合意されたということは表に出てしまうということになる
と思います。それがオフィシャルな決定ということではないということは、いまのご説明の
とおりであるということですか。他には何かございますか。

一同 (なし)

A 委員 それでは、議事 3 に移っていきたいと思います。具体的な提言をどのようにしていくか、
ということで、ここからが今後の議題の焦点になってくるのかと思います。事務局から、構
成や内容についての案を出していただいていますので、それについてご説明をいただきたい
と思います。

事務局 それでは、冒頭に F 委員長からもお話がありましたように、現在の社会情勢から、可
能な限り、1 時間で協議会を終了するのが望ましいと考えております。そのようなことを踏
まえ、今回は大筋について皆さんにご理解いただければありがたいと思います。このよう
な趣旨で、当初の予定を変更してご説明いたします。

配付資料の 2 ページをご覧ください。かなり雑駁ですが、「要望書の構成 (イメージ)」と
なっております。資料の 3 ページ以降には、個別の要望例を記載しています。今日の協議会
が終わってから、次回の協議会までに、相互やり取りもしながら、一定程度の打ち合わせを

して臨めれば良いと考えています。以上を前提としてご説明します。

資料2ページですが、まず「前文」として、「このようにまとめました」というような、教育委員会への鏡文書が入るのかなと思います。そして、次に「江戸川小の児童増のための方策」と「両校のより良い教育環境を整備していくための方策」とありますが、これらは合意文書(案)に載っている2つの柱になっております。イメージとしては、それぞれの柱をまず大きく出して、この柱についての趣旨、何を訴えたいのかというものを出して、そのうえで具体例として、3ページ目以降にあるような今までご議論いただいた、統合しなかった場合の課題等を挿入していくという形を考えています。これは全体の構成イメージです。また、統合等検討協議会をやってきた中での自由な意見や、今後の適正配置はこのように進めて行けば良いのではないかと、ということなどを最後に意見として載せるのも良いのではないかと考えています。では、たとえば「江戸川小の児童増の方策」には、どのような趣旨を書いたら良いのかということですが、そのヒントとなりうるものは、さきほどF委員長がおっしゃった話と江戸川小のPTA総会で出た意見が非常に参考になると思われました。具体的に申し上げますと、F委員長からは「教育委員会としてしっかり取り組んでもらいたい」というようなこと、そしてもう一つは、地域に子どもがいても、何もせず今のままだと児童数増につながらず、何か対策が必要なのではないかとのご意見がありました。これらのことを趣旨としてまとめて、たとえば、「子どもの数が増えており、隣接校でも増えている。可能性としては児童数が増える可能性が高まっている。しかし、確実にそれを江戸川小の児童数増加につなげていくためには、学校や地域の努力のほかに、教育委員会としても具体的な対策をスピード感をもって、できることはすぐ実施していくというスタンスが必要なのではないかと」という趣旨になるのかと考えています。「両校のより良い教育環境を整備していくための方策」についても同様に、今までの議論から大きく2点あると思います。ひとつは、校舎等の老朽化への対応があると思います。もうひとつは、むしろ津久戸小学校は5～6年後には普通教室が足りなくなるのではないかとのご意見があります。そうであるならば、5～6年先を見据えて、今からどのように対応するのかということから、短期的および中期的な対策が必要であるというような趣旨になるのかと思います。そのうえで具体例として、今までいただいたご意見をうまく織り交ぜて載せていくということになると思います。また、それと合わせて、「江戸川小学校の特色づくりに対する支援」というものもどこかに入ることになります。以上説明した、だいたいの構成がよろしければ、事務局でたたき台を作ります。まずは、会長とご相談もしながら、協議会の前に皆様に見ていただき、次の協議会までには7割くらいまとまっている状態で進めたいと考えています。残り3割について、次回協議会の中で協議していただき、5月の協議会には完成するという流れになれば良いと考えています。私からは以上です。

A委員 今ご説明いただいたところでは、要望書の構成イメージとして、このような枠組みでまとめるのはどうかということ。それから、4月の協議会までにはある程度お互いにやり取りをしながら案を作ったうえで、4月の協議会に臨みましょうということ。それから、何回も

会を重ねる話でもないので、4月5月で概ね皆さんのご意見を出し尽くして固めていきたい。事務局のお話は大きくこの3点だったと思います。これらを踏まえたうえで、今回は細かいことに入る前に、進め方や構成等についてご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

H委員 今のお話で流れはよく分かったのですが、4月5月の協議会でまとめたものを教育委員会に提出して、案が通ったということになるのだと思います。平成24年度入学の児童に対しては、このような取り組みはやっていけると思うのですが、私がどうしても気になってしまうのは、平成23年度の新入生のことです。少し話が前に戻ってしまうのですが、3月30日の教育委員会において、統合をしないことが決定された場合は、通達等はなされるのでしょうか。

A委員 それはひとつ前の話のつながりですね。

H委員 はい。3月30日の教育委員会において、正式に決定された場合、平成23年度の新入生が入学に向けてそれぞれ準備していると思うのですが、その方たちには特にそのようなお知らせをすることはないのででしょうか。

K委員 個別にお知らせするということですか。

H委員 はい。

K委員 個別にお知らせすることはできません。ただ、周知ということでしたら、「協議会だより」でお知らせするのが、一番周知できるのではないかと思います。

事務局 「協議会だより」は、いままでと同様に発行し、決定したら一目でわかるような作りが良いと思っています。また、その他に何かできることはないか、ということについては、3月30日で教育委員会において決定がいただければ、考える余地はあるかもしれないと思います。

H委員 協議会ではこのように話が進んでいますが、まだ周囲には正しい情報が周知されていないという現実があります。ですから、たとえば町会長の集まりなどに説明をしに行ってくださいなど、私たちでも周知する努力はしなくてはいけないと思いますが、教育委員会の方でも何か考えていただきたく思います。やはり、来年度の新入生の増加につなげるためにも今からできることをしていかないと、という思いがあります。

事務局 おっしゃるとおりだと思います。そもそも結論を出そうというのは、平成24年度のことを皆さんが視野に入れていたことだと思います。ですから、繰り返しになりますが、3月30日の教育委員会で決定されれば、具体的に動くことができますが、今は具体的な動きができないということをご理解いただければと思います。

F委員 H委員さんがおっしゃりたいのは、残りほんのわずかの日数しかないけど、少しでも来年度の新入生の数を増やしたいというお話ですよね。3月30日の教育委員会の決定が出ましたら、「協議会だより」の号外というような形で、簡単に配布できるようなものを作っていたかどうかというのはどうでしょうか。ほんの何日しかないにしても、早急に作成していただき、掲示板に貼ったり、ポスティングをしたり、お子さんがいるようなご家庭には歩いて配った

りなど、そのくらいしかできないとは思いますがどうでしょうか。

J委員 質問なのですが、平成 23 年度の学校説明会の時に、未就学児の保護者の方には統合を進めているというお話をしたかと思うのですが、今年に入ってから行われた、新一年生の保護者会では、学校から状況が変わっているお話はされているのでしょうか。来年度入学してくる保護者の方たちは、統合をするものだと思って入学するのと、状況を少しでも知っていて入学するのとでは違うと思うのですが、いかがでしょうか。

M委員 新一年生保護者会の際には、統合等検討協議会での議論では、統合するという方向ではなく、教育委員会から統合は見送る方向はどうかという話が出ている段階でしたので、そのことを伝えています。

E委員 先ほど F 委員さんから、「協議会だより」の特別号のご提案がありました。新宿区の区報や、区議会だよりのようなものにも載せていただくことはできないでしょうか。

K委員 「新宿区議会だより」は、議会から発行するものなので難しいです。広報に載せるということについては、タイミングもありますので、今からでは難しいのではないかと思います。

事務局 ひとつご理解いただきたいのは、いま頭の中でいろいろ考えても、現実には 3 月 30 日に教育委員会において決定をいただいてからになります。ただ、いま皆様からいただいたご意見の趣旨としては、なるべく早めに、より多くの人に正しい情報が広がることを望ましいということだと思います。まさにそのような趣旨を踏まえて、何ができるのかを考えていきたいと思っています。

A委員 それでは、議題 3 に戻りたいと思います。もう一度言います。提言をまとめていくうえでの柱の立て方、4 月の協議会までの内容の詰め方、最終的に提言をまとめる時期、以上の 3 点が大きな議論の対象として、皆様からご意見をいただきたいところです。いかがでしょうか。

D委員 まず、要望書の柱の立て方ですが、「前文」、「江戸川小の児童増のための方策」「両校のよりよい教育環境を整備していくための方策」「統合等検討協議会の総括、今後の適正配置のあり方」ということで、非常にわかりやすい構成になっていると思います。また、ただ単に要望を箇条書きにするのではなく、これを通して何を要望しているのか趣旨を書き添えるということは、とても良いご提案であると思います。要望を出すに至る、心の部分をまずご理解いただいて、要望として出している項目がそのまま実現されなくても、形を変えて同じ効果を持つ方策が実施されればその趣旨は叶ったことになります。ですから、このようなまとめ方で良いと思います。この考え方は、3 月 30 日の教育委員会後、「協議会だより」の号外を出すという議論にも通じると思います。号外を出していただければとてもありがたいですが、その主旨は、より多くの人にできるだけ早く正確に情報を伝えることが重要ということにあります。その趣旨を踏まえて、できることをやっていただくことが望ましいと思います。

A委員 4 つめの柱も、おそらく同じ感じなのだろうと思います。この協議会の第 1 回～第 2 回のなかで、これまでの経緯を振り返ってきた中で、今後の協議会の進め方や適正配置の進め

方というのは頭に残っていることも多いと思いますので、是非今後の新宿区の統合や適正配置に活かしていったほしいことをここで出せると、私たちの経験も活かせるのではないかと思います。これについては、まだまだ議論が足りない部分であると思いますので、やっていきたいと思っています。他にはご意見いかがでしょうか。

B委員 先ほどF委員さんからもご意見があったように、実現まで時間が長くかかるものや、いくら要望を出しても実現できる可能性がないものもあると思います。ですから、実現できるものを先に提言していった方が良いのではないかと思います。そして、実現に2～3年かかるものをそこに加えていくという形の方が良いのではないかと思います。

C委員 私もそう思います。あまりたくさん要望をしても、このような事態もありますし、今まで出た意見を見ても、これは後でもできるものや、統合してもしなくても当然のことだということも入っていますので、整理をしながら出していくのが良いのではないかと思います。

A委員 要望にもメリハリをつけるということですね。

G委員 同じことですが、今までの意見が列記されていますが、すぐできるものや、また「通学における安全確保」など当たり前のことなども入っています。そういうものも整理してまとめるのが良いと思います。

M委員 学校でできるものとできないものがあると思います。具体的には、学校で教育活動のアピールはできますが、制度的なものは手が出せないことがあります。ですから、要望を出すだけ出しても、初めからできないという内容が載っているのでは意味がないと思いますので、これとこれはできるという内容が載っている方が良いと思います。

K委員 その部分についてはあまり心配しなくても良いと思います。先ほどD委員さんがおっしゃったように、要望内容がそのまま実現することが難しくても、その要望の趣旨から類似の効果がある対応を工夫できないかということも考えられると思います。要望が出された思いを伝えていただくのが大切なのではないかと思います。当然要望の中には、できることとできないことがあると思いますが、教育委員会としてはその思いを受け止めていろいろ考えていきたいと思っていますので、あまり要望に制約はしないほうが良いのではないかと思います。要望の中には、正反対のものもあるかもしれませんが、だからといってどちらかを削るということではなく、出てきたものをそのまま羅列していただくのも良いのではないかと思います。

M委員 こちらからフィルターをかけるのではなく、教育委員会の方で、できないものを先に出していただいたほうが良いのではないかと思います。

K委員 教育委員会でその整理をしてしまうと、それが答えになってしまいます。そうすると、要望についてこれから検討するという話にならなくなってしまうと思うのです。ですから、要望はすべて出していただき、実現できること、できないこと等いろいろあると思いますが、それをここでお答えしない方が良いのではないかと思います。

D委員 たとえば「子ども園の設置」という要望があったとすると、それが実現できるかどうかはわかりませんが、その要望の趣旨は、未就学児のお子さんが江戸川小学校に足繁く来てく

れる環境を作ってほしい、そしてそのまま江戸川小学校に入学してくれるような環境を作ってほしいということにあります。それが必ずしも子ども園の設置でなくても、未就学児の子どもたちが多く集まるような仕組みづくりを実施いただければ、その要望の趣旨はある意味達成されたことになると思います。K委員のご発言はそのような主旨だと理解しますが。

K委員 出された要望については、区の中で検討いたしますので、要望を出す段階で制限することではないと思います。

F委員 35人学級導入の話が出たり、子どもの数の増の状況となったなかで、協議会としての合意に至ったわけですが、多くの課題が残されていると思います。やはり江戸川小学校の子どもを増やすためには、子ども園のような施設が必要だと思っています。ですから、教育委員会も誠意をもって最大限に私どもの意を汲んで、努力をしていただきたいと思っています。そういうことも含めて、是非私たちは、実現できるかできないかは分かりませんが、具体的に要望をしていったらどうでしょうか。

I委員 皆様のご意見と同じなのですが、要望の例を見ていると、ただ羅列されているだけになっています。要望の趣旨からこれはまずお願いしたいとか、短期的な視点からこれをまずお願いしたいとか、子どもを呼び込むための環境づくりという観点ならこれをお願いしたい、というように、項目別の順位をつけるなどした方が良いと思いました。いまのままだと、何が一番言いたいことなのかがよくわからないので、優先順位をつけると良いと思います。

A委員 配布資料では、おっしゃるとおり、ただ羅列しているだけなので、今日のご意見を踏まえ、4月の協議会までのあいだにもう少しまとめていきたいと思っています。当初予定していた終了時間も迫ってきているので、先に進めたいと思います。それでは、今日の議論を踏まえて、4月協議会に向けて、要望書の案作りを、事務局さんも含めて進めていきたいと思いません。内容や期限や構成についても、協議会において了解をいただいたということによろしいでしょうか。

一同 (同意)

A委員 それでは、議事4の「その他」について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局 前回協議会において、会長から、今後協議会を進めるに当たり、このメンバーのまま最後までやるのはどうかというご意見がありました。今日、ご議論いただきたいのは、統合等検討協議会設置要綱の「(組織)第3条」において「本協議会の委員は、別表に掲げる者」とされており、別表では、地域代表の方々については「会長の職にある者又はその推薦による者」となっています。しかしその他のPTA会長、PTA副会長、校長先生、事務局K委員については、その「職にある者」となっています。したがって、仮に地域団体の会長が代わられたとしても、推薦という形で引き続き協議会に出席いただくことは可能かと思いますが、その他の役職については、その職から外れた場合には協議会委員となる資格を失ってしまうこととなります。現在の統合等検討協議会設置要綱では、このような規定になっているということです。説明は以上です。

A委員 ありがとうございます。それでは、両校については来年度のPTA役員が決まっている

と思いますので、江戸川小学校から状況を教えてください。

- D委員** 江戸川小学校の来年度PTA役員については、先日のPTA総会において決議されました。江戸川小学校から協議会に出席しているPTA会長、副会長の3名は、来年度もそのまま継続することになりました。従って、協議会委員については、現在の3人で続けていきたいと考えています。
- A委員** 津久戸小学校でもPTA総会においてPTA役員の人事も行いました。PTA会長である私とPTA副会長であるE委員さんは来年度も引き続きやらせていただくことになりました。I委員さんは、めでたくお子さんが卒業されましたので、規定的にはPTA役員は終わったという状況です。
- F委員** 協議会においては、「委員以外の方の出席」ということもできますので、皆さんがご賛同いただければ、I委員さんのご意向も伺ったうえで、是非協議会にはオブザーバーのような形でご出席していただくこともできるのではないかと思います。協議会もあと4月5月の2回、長くても3回だと思うので、いかがでしょうか。
- G委員** 是非、今まで話し合ってきた経緯もありますし、出席していただきたいです。
- F委員** せっかく、これから要望書を作っていくときですので、いろいろな意見を反映させていきたいと思っていますし、皆様はどうでしょうか。
- B委員** I委員さんがよろしければ、それが良いのではないのでしょうか。
- C委員** ご本人が良ければ、是非そうしていただきたいです。
- F委員** 皆さんがご賛同いただけるかどうか、またI委員さんのご意見もお伺いしたいと思います。
- E委員** 質問なのですが、そうなった場合には、協議会委員の枠としてある、津久戸小学校のPTA副会長1名は新たに補充されるのでしょうか。
- F委員** それは、新たにPTA副会長さんに出ていただいてよろしいのではないのでしょうか。どうでしょうか。
- A委員** 規定としては、今後協議会が続くのであれば、津久戸小学校PTA副会長の枠は1つあることになります。
- F委員** I委員さんには、以前に「委員以外の方」ということで2名お呼びしたような形でご出席していただくということになれば、津久戸小学校から新たにPTA副会長さんに1名出ていただければ良いのではないのでしょうか。
- E委員** 「委員以外の方」として、I委員さんにご出席いただいた場合には、I委員さんからもご提案などをいただけるということなのですか。以前に「委員以外の方」でお呼びした方々は、ご提案等はいただけなかったと思います。
- F委員** ご意見として伺う場合にはよろしいのではないかと思いますので、どうでしょうか。
- A委員** それは、この場で決めていく話だと思います、E委員さんがおっしゃるように、「委員以外の方」としてI委員さんに出席いただいた場合、以前お呼びした「委員以外の方」とは少し違った形になるのかと思います。

K委員 議決権はないけれど、協議には参加していただくということですよ。

F委員 そうですね。

A委員 E委員さん、いかがですか。

E委員 前回の協議会では、一回学校に持ち帰り、各団体で決めるという話だったと思います。しかし、まだ新しい組織について何も決まっていなかったこともあり、協議会の委員について学校では何も話せていない状況だと思います。

A委員 新たにPTA副会長から協議会委員を選任するかという話と、I委員さんに協議会にオブザーバーとして今後も出席していただくかという話と2つあると思います。オブザーバーとして出席していただくかどうかについては、委員の皆様がどう考えるかなので、この協議会で議論することです。一方で、津久戸小学校PTA副会長の席が空席になることについてどう考えるか、誰を選任するかは学校で決めることなのだと思います。

E委員 わかりました。

A委員 いまのお話では、オブザーバーで出席いただくのはどうかというご意見がありました、それについてはいかがでしょうか。

B委員 やはり、I委員さんには今後もアドバイザーとしてご出席いただいて、津久戸小学校のPTA副会長さんについては、あと僅かな期間しかありませんが、PTA総会で決まった来年度のPTA副会長さんの中からどなたかに出席いただいて、ご意見をいただくのが良いのではないのでしょうか。

A委員 I委員さんはどうお考えですか。

I委員 第一の思いとしては、最後まで意見を出して、要望書をまとめるころまで関わりたいという思いがあります。ただ、参加することに意義は持ちつつも、私が今後も参加することで、皆さんがやりづらくなったり、立場が違うことで話がしづらくなったりなど、弊害が出るのだとしたら、出席するのは控えたいと思います。何人かの方から、オブザーバーとしての参加してはどうかというご意見をいただき、非常に嬉しく思っており、そのお気持ちにも沿いたいのですが、私の意見で決まるというよりも、皆様のご意見で決めていただきたいと思ひます。

A委員 I委員さんの意思はどうなのか、まず言っていたかかないと、ご本人の意思がないのに、協議会の中でそのことを話し合っても意味がなくなってしまうので、まず言っただけませんか。

I委員 私の意思としては、今後も出席したいと思っています。

一同 よろしくお願ひします。

D委員 オブザーバーとアドバイザーの2つの位置づけが出ていましたが、オブザーバーですと発言ができない一方、アドバイザーなら発言ができます。ただ、いずれにしても議決権はないということだと思います。I委員さんにはどのような立場でご出席いただきますか。

F委員 こちらから意見を求めるという形で良いのではないのでしょうか。

A委員 今までのお話から、皆様の趣旨はオブザーバーではなくアドバイザーという感じを受け

ますが、それでよろしいでしょうか。また、先ほどB委員さんにおっしゃっていただいたとおり、津久戸小のPTA副会長の空いた枠を、欠員のままにするか、あと数回ですが新たに委員を選出するか、この点についてはいかがでしょうか。

B委員 今回で合意文がまとまって、あとは要望書をまとめる作業になると思います。いままで協議会を進めている間に、他にも意見を言いたいと思っているPTA副会長さんもいらっしゃるかもしれませんが、意見を言えるチャンスにもなると思います。ですから、新しく1名参加いただいて、要望書をまとめたほうが、両校のためにも良いのではないかと思います。

D委員 津久戸小PTAさんの枠ですので、津久戸小PTAさんのご判断にお任せするのが良いと思います。

E委員 前回、PTA副会長候補の中でいろいろと話をした中で、PTA副会長の5名中、是非協議会に出席したいという方が、私を含めて3名いました。皆さんとてもやる気もありますし、傍聴にも何度も来ており、意見もお持ちであるということでしたので、私からも是非お願いしたいと思っています。

F委員 いま候補の中でお話し合いをしたとおっしゃっていましたが、正式にPTA役員に決まった方でお話し合いをされたほうが良いと思います。途中の段階で、動くことはやめた方が良いのではないかと思います。

E委員 わかりました。

A委員 それでは、津久戸小PTA副会長の枠は、津久戸小PTA副会長から1名選んで、4月の協議会以降で出席していただくことにします。また、I委員さんには今後も引き続きアドバイザーとしてご出席していただくということです。以上でよろしいでしょうか。

一同 (同意)

A委員 それでは、事務局から事務連絡等はございますか。

事務局 ありません。

A委員 次回協議会は、前回日程変更をしたとおり、4月22日(金)から18時半から、同じ場所で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。次回は来年度に入っていますので、また新しい気持ちで進めていきたいと思っています。

F委員 次回協議会までに、事務局で要望書案を作成していただき、事前にお配りしていただけないでしょうか。

事務局 わかりました。

F委員 皆さんもいただいた要望書案を次回までに読み込んでいただいて、修正や追加してほしい箇所等をお考えいただくと、会議もスムーズに進みますし、5月を目途に要望書をまとめたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

D委員 4月の協議会の前に、以前の懇談会のような会を開催する可能性がありますか。

事務局 今日はここで散会し、進め方については、後日相談させていただきます。

D委員 わかりました。

A委員 それでは、第8回統合等検討協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

(19:40 終了)